

発 信 者	警 察 本 部 長	発 信 年 月 日	4 . 9 . 2 2
宛 先	関 係 所 属 長	担 当 課	警 務 課

## 令和4年度「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置処理要領」の一部改正について

### 1 趣旨

令和4年度「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置処理要領」(務234(130)会134)を定め、各種公費支出制度を運用しているところであるが、同制度の更なる充実のため、その一部を改正したことから、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、本通達をもって前通達は廃止する。

### 2 処理要領

別紙のとおり

### 3 改正点

#### (1) ハウスクリーニング費用の公費支出制度

ハウスクリーニング費用の上限額(13万円)を撤廃

#### (2) カウンセリング等費用の公費支出制度

ア カウンセリング等費用の精神療法に係る費用に、処方箋料、処方薬料、検査料、入院費用を追加

イ カウンセリング等費用の被害者払いに対する公費支出可

### 4 運用期間

令和4年10月1日から令和5年3月31日までの間

令和4年度「犯罪被害者等の経済的負担軽減措置処理要領」

第1 診断書料等の公費支出制度

1 趣旨

診断書取得費用、性犯罪事件被害者に対する諸費用、司法解剖に伴う死体検案書料等犯罪被害により支払わなければならない費用の一部を公費支出することにより、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「被害者等」という。）の経済的負担を軽減することを目的とするもの。

2 対象事件

- (1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為（緊急避難及び刑事責任無能力者による行為を含み、正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く。以下「身体犯事件」という。）により、死傷の結果が生じた事件（性犯罪事件を除く）
- (2) 強制性交等罪、強制わいせつ罪等の性犯罪事件
- (3) 司法解剖を伴う事件
- (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が特に必要と認めた事件

3 公費支出の範囲

- (1) 身体犯事件被害者に対する諸費用（性犯罪事件を除く）

ア 初診料・再診料

診断書を作成するために受診した際の初診料・再診料（時間外加算、選定療養費等の加算額を含む。）の自己負担額とする（原則、保険診療による。）。

複数の病院での受診又は総合病院等における複数の診療科での受診の必要がある場合には、それぞれ公費支出できるものとする。

イ 診断書料

原則、診断書1通分とするが、複数の病院での受診又は総合病院等における複数の診療科での受診の必要がある場合等はこの限りでない。

- (2) 性犯罪事件被害者に対する諸費用

保険診療の有無にかかわらず、被害者の自己負担額について支払うことができるものとするが、被害者の保険診療を妨げるものではない。

ただし、強制わいせつ致傷事件被害者等で、産婦人科等による処置の必要がなく、外科等で外傷診察のみを行う場合は、原則、保険診療によるものとする。

ア 初診料・再診料

次のイからキに掲げる診断、処置、検査及び検査結果の告知を受けるための診察における初診料・再診料（時間外加算、選定療養費等の加算額を含む。）とする。

イ 診断書料

原則、診断書1通分とするが、産婦人科等以外で、さらに外傷診察を受診する必要がある場合は、(1)と同様とする。

ウ 処置料

(ア) 資料採取

(イ) 膣洗浄

(ウ) 妊娠検査

エ 緊急避妊費用

オ 性感染症検査費用（次の疾病に係るものに限る。）

エイズ、B型肝炎、C型肝炎、クラミジア、梅毒、淋病、性器ヘルペス及び尖  
圭コンジローマ

カ 初回診察時における応急処置及び投薬の費用

キ 人工妊娠中絶費用

他の法令に基づき、被害者等に人工妊娠中絶費用に相当する額が給付される場  
合、当該給付額が医療機関から請求を受けた額を下回るときは、その差額に相当  
する額を公費支出するものとする。

(3) 司法解剖を伴う事件被害者の死体検案書料

司法解剖を行った遺体に係る死体検案書1通分とする。

#### 4 除外事由

公費支出手続を完了するまでの間に、次のいずれかに該当することが判明した場  
合は、公費支出しないものとする。

(1) 身体犯事件及び性犯罪事件の被害者に対する諸費用

ア 被害者が警察の公費支出を辞退した場合

イ 警察署長等のほか、当該事件の捜査を主管する警察本部の課長（以下「事件主  
管課長」という。）又は警務課長が公費支出することを社会通念上適切でないと  
認めた場合

(2) 司法解剖を伴う事件被害者の死体検案書料

ア 遺体の身元不明等のため、行政機関が遺体を引き取る場合

イ 遺体を引き取る者（行政機関を除く。）が公費支出を辞退した場合

ウ 警察署長等のほか、事件主管課長又は警務課長が公費支出することを社会通念  
上適切でないと認めた場合

#### 5 支払手続

（省略）

#### 6 留意事項

（省略）

### 第2 参考人等に対する費用弁償の取扱いについて

#### 1 趣旨

刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第223条第1項の規定により、警察の依頼に応  
じて出頭した者（以下「参考人等」という。）に対する費用弁償について、その支給  
対象者（費用弁償を支給する参考人等をいう。以下同じ。）の範囲と支給方法を明確  
にするもの。

#### 2 支給対象者

支給対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪の現場を目撃した者

(2) 死体、証拠品等を発見した者

(3) 犯罪事実又は犯人に関する情報を知得した者

(4) 犯罪捜査上、特に必要があるとして出頭を求め、又は捜査関係者との随伴を求め  
た者

(5) 次のいずれかに該当する被害者等であって、事情聴取、検証（実況見分を含む）  
等のために出頭を求めた者

ア 人の生命又は身体を害する犯罪行為（緊急避難及び刑事責任無能力者による行

為を含み、正当行為、正当防衛及び過失による行為は除く。)により、死傷(傷害の場合は全治1か月以上)の結果が生じた事件の被害者等

イ 性犯罪事件の被害者等

ウ 法令違反及び過失がないことが明らかな交通事故(死亡又は全治1か月以上の傷害を負ったものに限る。)の被害者等

(6) 参考人等が少年の場合において、当該少年とともに出頭を求めた保護者又は付添人

(7) 鑑定、通訳又は翻訳を委託した者

(8) (1)から(7)に掲げるもののほか、警察署長等が費用弁償を支給する必要があると認めた者

### 3 支給の対象から除外する者

前記2の規定にかかわらず、支給対象者が、次のいずれかに該当する場合は、費用弁償を支給しないものとする。

(1) 被疑者

(2) 被疑者の身柄引受人

(3) 費用弁償の受領を辞退した者

(4) 公務員であり、その職務として協力すべき立場にある者

(5) 次のいずれかに該当する被害者等

ア 告訴、告発、被害の届出等の事件認知に際して出頭した者

イ 被害品の還付(仮還付)を受けるために出頭した者

(6) 警察署長等のほか、事件主管課長又は警務課長が費用弁償することを社会通念上適切でないとして認めた者

### 4 支給方法

(省略)

### 5 留意事項

(省略)

## 第3 司法解剖後における遺体搬送費用等の公費支出制度

### 1 趣旨

司法解剖後における遺体搬送及び遺体修復に係る費用の一部を公費支出することにより、遺族(被害者の親族のほか、遺体の引渡しを受け、火葬埋葬等を行うことを申し出た者をいう。以下第3において同じ。)が司法解剖が行われることによって受ける精神的、経済的負担を軽減することを目的とするもの。

### 2 対象遺体

(1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為(緊急避難及び刑事責任無能力者による行為を含み、正当行為、正当防衛及び下記(2)以外の過失による行為を除く。)により死亡し、又はその可能性が極めて高く、司法解剖を行った遺体

(2) 交通事故事件により死亡し、又はその可能性が極めて高く、司法解剖を行った遺体

(3) 遺体修復費用の対象遺体は、(1)又は(2)に加えて、顔面に打撃痕、切創痕等が残った遺体又は司法解剖により顔面に縫合痕等が残った遺体で、遺族感情に照らし修復が必要と認められ、かつ、遺体搬送費用を公費支出する遺体に限る。

### 3 公費支出の範囲

(1) 遺体搬送

ア 遺体搬送業者

国土交通大臣の許可を受けた霊柩搬送業者とし、遺体搬送に使用する車両は普通車とする。

イ 遺体搬送区間

原則、司法解剖終了後、遺族に遺体を引き渡した場所から遺族の希望する場所までとする。

ウ 公費支出対象費用

遺体搬送に係る費用のうち、次に掲げるものを公費支出の対象とする。

(ア) 運賃（霊柩搬送業者が当該事業所等から遺体積込場所までの遺体搬送区間外も運賃に含むとした場合は、これを含む区間の運賃とする。）

(イ) 有料道路料金

(ロ) 深夜・早朝作業料金

(ハ) 冬期（季節）料金

(ニ) 附属品（棺、納体袋、遺体用シーツ、ドライアイスに限る。）

エ 公費支出額

99,000円を上限とする。

(2) 遺体修復

ア 遺体修復業者

原則、遺体搬送を依頼した霊柩搬送業者とする。

イ 遺体修復の場所

原則、警察署等の霊安室において行うものとする。

ウ 公費支出対象費用

修復箇所は、原則、顔部とし、顔部の切開痕、縫合痕その他の傷跡について目立たなくする修復及びその修復後に行う顔部の化粧に必要な費用とする。

#### 4 除外事由

公費支出手続を完了するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費支出しないものとする。

(1) 遺体搬送

ア 遺族が遺体搬送費用の公費支出を辞退した場合

イ 警察署長等のほか、事件主管課長又は警務課長が公費支出することを社会通念上適切でないとした場合

(2) 遺体修復

(1)に掲げる事由に加え、次のいずれかに該当することが判明した場合

ア 高度な腐敗、炭化等の焼損、顔面の大破、白骨化等の状況から、遺体修復による遺族の精神的被害の軽減等に効果が認められない場合

イ 身元不明遺体の場合

ウ 遺族が司法解剖後の遺体修復を承諾しない場合

#### 5 支払手続等

(省略)

#### 6 留意事項

(省略)

### 第4 犯罪被害者等に対する一時避難場所宿泊料の公費支出制度

#### 1 趣旨

被害者等のうち、自宅が犯罪被害現場となり、物理的に自宅への居住が困難となった者や、捜査上、一時的に別の場所へ避難する必要が認められる者に対し、緊急かつ

一時的な措置として一時避難場所の宿泊料を公費支出することにより、被害者等の精神的、経済的負担を軽減することを目的とするもの。

## 2 対象者

殺人罪、強盗罪、強制性交等罪及びこれらの罪の致死傷罪又は未遂罪、その他警察署長等が特に必要と認めた事件の被害者等のうち、次のいずれかに該当し、かつ、適切な避難場所（公的施設、親族宅等）を確保することが困難であると認められる被害者等。

ただし、ストーカー・配偶者暴力事案又は暴力団関連事犯の被害者等については、それぞれの公費支出制度を優先すること。

- (1) 居宅が犯罪被害現場となったため、当該犯罪被害に起因して居宅が損壊、汚損したり、検証（実況見分）等により居宅に立ち入ることができないなど、被害者等が当該居宅に居住することが物理的に困難な状況にある者
- (2) 居宅が犯罪被害現場となったため、被害者等が当該居宅に引き続き居住することにより、強い精神的負担を強いられたり、平穏な生活が阻害されたりするなどの二次的被害のおそれがある者
- (3) 被害者等が加害者から再被害を受け、又は当該事件に起因して関係者等から報復等の危害を加えられるおそれがある者
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、一時避難の措置を執る必要があると警察署長等が認めた被害者等

## 3 公費支出の範囲

### (1) 対象費用及び限度額

宿泊料（消費税及びサービス料を含む。）に限定し、食事代や有料設備等の使用料金は含まず、1人当たり1泊7,800円を上限とする。

### (2) 対象期間

原則、最長3泊までとする。

ただし、やむを得ない事情により宿泊期間を延長する必要があると警察署長等が認めた場合は、事件主管課長及び警務課長と協議の上、その期間を延長できるものとする。

## 4 除外事由

公費支出手続を完了するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は、公費支出しないものとする。

- (1) 被害者等が警察の公費支出を辞退した場合
- (2) 警察署長等のほか、事件主管課長又は警務課長が公費支出することを社会通念上適切でないとした場合

## 5 支払手続

（省略）

## 6 留意事項

（省略）

## 第5 ハウスクリーニング費用の公費支出制度

### 1 趣旨

被害者等の居宅等が犯罪被害現場となり、室内が血痕、吐しゃ物等で汚損された場合における清掃費用の一部を公費支出することにより、被害者等の精神的、経済的負

担を軽減することを目的とするもの。

## 2 対象者

(1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為（緊急避難及び刑事責任無能力者による行為を含み、正当行為、正当防衛及び過失による行為を除く。）により、死傷の結果が生じた事件において、被害者等の居宅等室内が犯罪被害現場となり、その犯罪行為に起因する血痕、吐しゃ物等により居宅等が汚損され、被害者等が居住することが物理的に困難な状況にある者

ただし、原則として、被害後も継続して被害者等が居住する場合とする。

(2) (1)に掲げるもののほか、警察署長等が特に必要と認めた事件の被害者

## 3 公費支出の範囲

被害者等の居宅等室内における清掃業者等による専門的な清掃作業（血痕、吐しゃ物、異臭等の除去等。以下「ハウスクリーニング」という。）に要した費用とする。

建物の改装、破損した家具の交換費用については公費支出しない。

ただし、清掃の過程で除臭や消毒殺菌ができない場合において、障子、襖の張替えや畳交換が必要な場合は、必要最低限の範囲で認めるものとする。

## 4 除外事由

公費支出手続を完了するまでの間において、次のいずれかに該当することが判明した場合は公費支出しないものとする。

(1) 被害者等が警察の公費支出を辞退した場合

(2) 警察署長等のほか、事件主管課長又は警務課長が公費支出することを社会通念上適切でないとして認めた場合

## 5 支払手続

(省略)

## 6 留意事項

(省略)

# 第6 カウンセリング等費用の公費支出制度

## 1 趣旨

犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等を抱える被害者等に対して、被害直後の早期の段階において、適切な支援を実施するため、専門家によるカウンセリング等費用を公費支出することにより、被害者等の精神的被害及び経済的負担を軽減することを目的とするもの。

## 2 対象者

(1) 人の生命又は身体を害する犯罪行為（殺人、性犯罪、交通死亡事故等）及び行政措置対象事案（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律、ストーカー行為等の規制等に関する法律等が適用される事案）の被害者等のうち、犯罪被害に起因する精神的被害、不安、悩み事等が深刻であり、精神的被害の回復のために、専門家による診察やカウンセリングを要すると認められる者

(2) (1)に掲げるもののほか、警察署長等が特に必要と認め、事件主管課長及び警務課長と協議の上、認定した者

## 3 公費支出の範囲

(1) 対象費用

被害者等の精神的被害の回復に資すると認められる診察又はカウンセリングとする。

ア 診察費用

精神科医等による精神療法に係る費用（処方箋料、処方薬料、検査料、入院費用を含む。）及び初診料・再診料の自己負担額とする（原則、保険診療による。）。

イ カウンセリング費用

アに掲げる精神療法に伴って行われる心理療法のほか、被害者支援に識見を有する公認心理師又は臨床心理士によるものも含む。

ウ 診断書料

原則、診断書1通分とする。

(2) 診察及びカウンセリングの対象期間

初診から3年間を限度とする。

4 除外事由

次のいずれかに該当する場合は、公費支出しないものとする。

(1) 被害者等が警察の公費支出を辞退した場合

(2) 警察署長等のほか、事件主管課長又は警務課長が公費支出することを社会通念上適切でないと認めた場合

5 支払手続

(省略)

6 留意事項

(省略)

7 その他

(省略)